

IV ま と め

1. 東四坊々間路

平城京の条坊遺構に関する調査成果は、今回検出の遺構を含め、現時点で50数件を数える。しかし調査面積などの制約から、条坊計画の道路の両側溝を確認した例は少なく、正確な道路心を知りうるものは多くない。多くの場合は道路片側の側溝の部分的な検出にとどまり、従来の成果をもとに道路幅員、側溝幅を推測して判断する方法を採っており、遺構の残存状況を含め正確な数値を得難い状況にある。したがって、今後数多くの調査資料の蓄積が必要となるわけであるが、今回の調査では、東四坊々間路の両側溝を初めて検出し、条坊計画の解明に貴重な資料を提供することになった。

さて、今回調査区の西端において検出したSF 2400 は、平城京左京四条四坊の中央を南北に走り、九坪の西を限る東四坊々間路に相当する。東西両側溝心を遺構実測平面・断面図より求めると、両側溝心々距離は9.0 mとなり、両側溝心の中心を道路心と決めると、四坊々間路心として下記の座標値を得る。四坊々間路心から、平城宮第16次調査で確認した朱雀門心までの東西方向の距離を求めると、国土方眼方位で1860.82 mとなる。この値を朱雀大路で確認している条坊方位の振れ(N O°15'41"W)で修正すると実長距離1856.56 m⁽¹⁾が得られる。ところで朱雀大路と四坊々間路の計画寸法は、6300尺(3.5坊分)であり、換算値を計画寸法で除すことにより造営の基準尺0.2947 mが求められる。この値は従来各条坊関係の遺構の調査で確認している基準尺0.295 ~ 0.296 mよりも若干小さいが、近い値を示すといえよう。また近隣の五条五坊七・十坪の調査で検出した五坊々間路心の朱雀門心までの距離は、8100尺=2391.297 mであり、0.2952 mの単位尺を得ている。両者が近似した値をしめすことにより、今回検出の道路遺構も条坊計画にのる施工であることを計算上改めて確認することができた。単位尺の数値に若干の開きがあるのは、条坊計画の南北方向(国土方眼方位に対してN O°15'41"W)と東西方向(同じくE O°4'~O°19'N)の振れの違い、施工誤差、坊間距離の違い等に関係するものと思われる。坊間路の条坊遺構としては、前述の東四坊々間路の他に、西二坊々間路⁽²⁾、西四坊々間路⁽³⁾、東二坊々間大路⁽⁴⁾などがあるが、数は少なく、特に今回のように両側溝が確認できた例は少ない。条間路、坊間路の幅員が京内の場所によって異なるという所見もあり、今回両側溝を検出したことにより、初めて東四坊々間路の道路心ならびに、幅員が確定したわけである。

東四坊々間路心	— 146,606.500	— 16,725.500	今回の実測値
東五坊々間路心	— 147,279.000	— 16,189.130	
朱雀門心	— 145,994.490	— 18,586.310	

2. 九坪周囲の条坊復原

平城京左京四条四坊九坪は、北で三条大路、西で東四坊々間路に面し、東と南でそれぞれ十六坪・十坪との坪境小路に面している。ここでは、九坪をとり囲むこれらの条坊道路の位置を復原し、調査区の九坪に占める位置を明らかにしたい。

前節において、道路遺構SF 2400 が九坪の西を限る東四坊々間路であることを確認した。これにより九坪の東を画す坪境小路の心は、四坊々間路の心から一町分 450 尺東に想定することができ、その座標値もほぼ正確に予測できる。坪境小路の計画幅は従来の見解より 2 丈と考えられるので、九坪の東西長は、坪の計画寸法 450 尺から四坊々間路幅 3 丈と小路幅 2 丈の各 $\frac{1}{2}$ を減じた 425 尺とみることができる。

次に九坪の北と南を限る東西道路の復原であるが、今回の調査ではその直接の手懸りとなる条坊遺構は検出されていない。そこで従来の調査成果をもとに、いくつかの方法で検討を加えてみることにしたい。九坪の北を画す三条大路の調査例は、これまでに三件⁽⁵⁾あるが、いずれも北側溝だけの検出にとどまっている。それらの調査位置は、西一坊と西二坊ならびに東二坊であり本調査区から 0.9 ～ 3.0 km 離れた位置にある。三次の調査で得られた北側溝心を相互に結んだ振れは、先述した朱雀大路の振れよりも若干大きく、国土方眼に対して東で北に $0^{\circ}19'33'' \sim 0^{\circ}19'50''$ 振れる。三者は直線距離にして 1,410 m ほど離れているにもかかわらず、相互の振れの差がわずか 12'' の範囲内におさまるところから、これを三条大路の振れと仮定することができよう。そこで三者の最長距離間で確認した 0°



fig. 30 調査地周辺航空写真（西北上空より東大寺・興福寺方面を望む）

19'44" の振れで三条大路北側溝を本調査区の北 ($Y = -16,690.000$) まで延長すると、 $X = -146,532.078$ に北側溝心を求めることができる。三条大路の幅員は未確認であるが、他の大路幅と同じ 8 丈と仮定すると、道路心は北側溝心の南 4 丈にあり、 $X = -146,543.878$ に道路心を推定できる。次に近隣地点で検出された条坊遺構の調査成果をもとに三条大路を復原することにした。左京における条坊遺構の検出例は右京に比較するときわめて少なく、しかも宮周辺に集中する傾向がある。限られた資料の中で最も四条四坊に近い調査例は 1981 年に奈良市が行なった五条二坊二・三坪の調査である。この調査では五条々間路の両側溝を検出しており、五条々間路心が確定している。今このデータをもとに基準尺 0.295 m、条坊方位の振れを $N0^{\circ}15'41''W$ とみて、6 町分 2700 尺離れた三条大路心を算出すると、 $X = -146,545.757$ m、 $Y = -16,690.000$ m となる。この値は、先に三条大路北側溝を延長して求めた値と 1.9 m ほどの差を生じているが、両者とも現在の『三条通り』の路面上にあたり、『三条通り』が平城京廃都後 1200 年近くも平城京条坊を踏襲して生残った道路であることが判る。なお九坪の南北長は、坪の計画寸法の 450 尺から推定大路幅 8 丈、小路幅 2 丈の各 $\frac{1}{2}$ を減じた 400 尺とみることができよう。

1. 「平城京朱雀大路発掘調査報告」奈良市 1974
 2. 「昭和55年度平城宮跡発掘調査概報」- 124 次 - 奈良国立文化財研究所 1981
 3. 「奈良市埋蔵文化財調査報告」- 平城京右京四条四坊五坪調査 - 奈良市 1980
 4. 「昭和54・55年度平城宮跡発掘調査概報」- 118 - 23 次・123 - 26 次調査 - 1980・1981
 5. 「昭和55年度平城宮跡発掘調査概報」- 123 - 2・123 - 5 次調査 - 1981
- 「平城京左京三条二坊十三坪」奈良県立橿原考古学研究所 1975

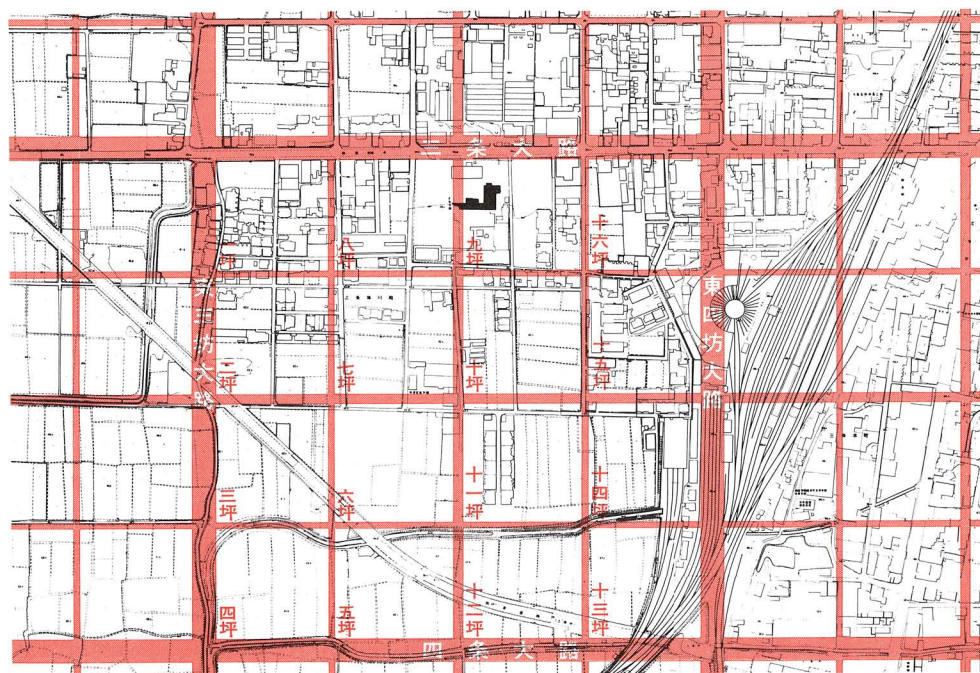


fig. 31 調査地周辺の地形と条坊 (1/8000)

3. 占地と時期区分

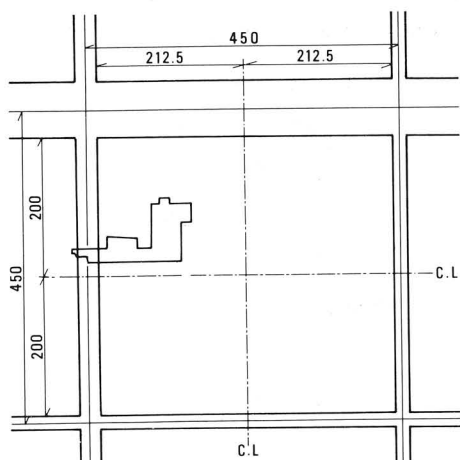


fig. 32 九坪の占地概念図

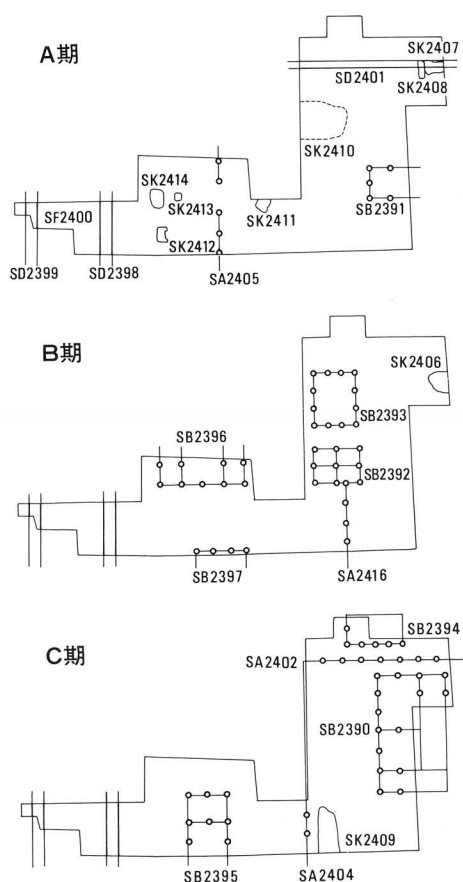


fig. 33 遺構の時期変遷図

前節では9坪を囲む条坊道路の位置を想定した。これをもとに今回の発掘調査区の9坪内で占める位置を復原すると、9坪を4等分した場合の北西区画の一部を占めることが判明する (fig. 32・31)。今回の調査では東四坊々間路SF 2400をはじめ多くの遺構を検出したが、今回の調査が四条四坊における初めての調査でもあり、また調査面積 (620 m²) が9坪全体の面積 (14,800 m²) のわずか4%、 $\frac{1}{25}$ にすぎないところから、9坪の大部分の様相はまったくの不明の状態にある。したがって9坪全体でどのような計画のもとに宅地割が行なわれていたかを明らかにすることはできないが、今回の限られた資料をもとに、調査区の土地利用状況を推定し、それがどのような時期変遷を遂げたかを簡単に述べることにしたい。検出した遺構は切合関係・配置関係・出土遺物の検討によって以下のA～C 3時期に分けることができる。

A期 A期の遺構には、建物SB 2391、塀SA 2405、溝SD 2398・2399・2401、道路SF 2400・2415、土壌SK 2407・2408・2410・2411・2412・2413・2414がある。A期の宅地を区画する施設としては、未検出ではあったが、四坊々間路の東に想定できる築地塀とSA 2405、東西溝SD 2401をあげることができる。調査区の東西トレンチで検出した南北方向の掘立柱塀は、東四坊々間路東側溝SD 2398から東に12.6 m (42.5 尺) 離れた位置にあり、これは九坪の東西長 425 尺の $\frac{1}{10}$ 長にあたる。またSD 2401は、C期の塀SA 2402同様坪を南北にはほぼ四分する位置にあり、坪を南北に四分した土地利用が奈良時代全般を通

じて行なわれたことが判る。南・東の限りについては不明であるが、SA 2405 とSD 2401 に囲まれた区画内には小規模な掘立柱建物SB 2391が 1 棟だけ配されており、中心となる建物は調査区域外の東、あるいは南に存在するものと予想される。SA 2405 と先に想定した 9 坪を画す南北築地塀との間は、通路として利用されたのであろう。SA 2405 にはそれに開く間口12尺の出入口が認められる。A 期の実年代は、A 期の宅地割りの廃絶に伴い土壌SA 2410 等に投棄された土器群の年代より、平城京造営当初から天平年間頃までに比定できる。

B 期 建物SB 2392・2393・2396・2397、塀SA 2416、土壌SK 2406がこの時期に属する。B 期になると宅地を画していたA 期の区画施設を取除き、宅地面積の拡大をはかっている。この時期においても主要殿舎は調査区域外に存在が予想され、調査区内には雑舎建物群がきわめて計画的な配置のもとに建ち並ぶ。すなわち倉庫風の建物SB 2392 とSB 2393 が心をそろえて南北に並ぶとともに、SB 2392 とSB 2396 が南側の柱筋をそろえ、建物の心々距離で 15.7 m (53尺=坪東西長 $\frac{1}{8}$) 離れて配される。また、SB 2397 はSB 2396 と東側柱列をはぼそろえて配されている。SB 2397 は北側柱列のみの検出にとどまったが、この北側柱列は、先に右京から三条大路北側溝を延長させて求めた三条大路の道路心より南に 65.75 m の位置にあり、坪計画寸法 450 尺のはぼ $\frac{1}{2}$ の位置にある。また四坊々間路東側溝から東90尺にあってSB 2392 にとりつく南北塀SA 2416 は、雑舎建物群と居住地区を画す塀と考えられるものである。なお、SK 2406 はB 期廃絶時に掘られた塵芥処理用の土壌であり、出土した土器からB 期の下限を天平宝字年間に比定することができる。

C 期 この時期の遺構には、SB 2390・2394・2395 の 3 棟の建物と、塀SA 2402・2404、土壌SK 2409 がある。C 期になると坪を南北に四分する位置に再び東西塀SA 2402 が登場し、その北に東西棟SB 2394、南にSB 2390 が 6 尺の等距離に配される。またSB 2390 の西 60 尺には妻の柱筋をそろえて南北棟SB 2395 が建てられる。東四坊々間路心から90尺、同東側溝から75尺の位置にある南北塀SA 2404 は 3 間しか検出できなかったが、北の延長がSA 2402 の想定柱位置に一致するところから、SA 2402 と連結してSB 2390 を区画する施設になるのであろう。C 期の建物は、A・B 両期の建物に比べると柱掘形が大きく、柱根・柱痕跡も太いところから居住用の建物と考えられる。南北棟建物SB 2390 は桁行 5 間、梁間 2 間の身舎に二面廂がとりつく建物であるが、従来の平城京の調査例では東西棟が主殿となる例が多く、建物の規模形式からみてもこの建物を主殿と考えるよりは、やはり東あるいは南に存在が予想される主殿に対する脇殿的な建物とみた方がよいだろう。なおC 期の年代はSK 2409 出土土器から、下限を奈良時代末頃におくことができる。

平安時代以降 この地区は平城京廃絶後には宅地としての生命を終え急速に水田化していたようである。平安時代以降の遺構としては、わずかに瓦器小片を伴う耕作用の東西・南北方向の細溝が、奈良時代遺構面の直上から多数検出されたにすぎない。その後、1928 年に白藤学園がこの地に移転するまでの約1100年の間、周囲はのどかな田園風景をとどめていたものと思われる。

4. 左京四條四坊の居住者と京内の宅地構成

A 左京四條四坊の居住者

平城京左京四條四坊を本貫地とする人物としては、史料の上で次のような人びとが認められる。

太安萬侶 『古事記』や『日本書紀』の撰者として著名である。慶雲元年（704）正六位下から従五位下に昇り、和銅4年（711）正五位下から正五位上になっている（『続日本紀』）。同年詔を受けて『古事記』を撰録し、翌和銅5年（712）に献上した。「古事記序」には「和銅五年正月廿八日正五位上勳五等太朝臣安萬侶」と記している。霊龜元年（715）には従四位下に、同2年には太氏の氏長となった。そして養老7年（723）、民部卿従四位下で卒したのである（『続日本紀』）。1979年に平城京の東方山間部（奈良市此瀬町）の丘陵斜面から、安萬侶の墓誌が出土したことは記憶に新しい。⁽¹⁾ 墓誌の銘には

左京四條四坊従四位下勳五等太朝臣安萬侶、癸亥年七月六日
を以て卒す 養老七年十二月十五日乙巳

とあり（fig. 34）、安萬侶が左京四條四坊に籍を置いていたことが知られた。

奈良日佐牟須万呂 正倉院文書の丹裏古文書中の天平17年（745）正月12日玉祖人主優婆塞貢進文（『大日本古文書』25巻104頁）で貢進された奈良日佐浄足の父であり、「左京四條四坊戸主従八位上奈良日佐牟須万呂」とみえる。

丹波史東人 同じく正倉院文書の天平18年（746）以前の優婆塞貢進文案（『大日本古文書』24巻299頁）で貢進された丹波史年足の戸主として「左京四條四坊戸主丹波史東人」とある。

穂積加古 『日本高僧伝要文抄』第三に、延暦僧録第五から清勤の僧としての「居士加古伝」を引いており、伝のはじめに、
又云く。居士加古は、俗姓穂積朝臣。左京四條四坊の人。
と記している。穂積加古は在俗の時延暦2年（783）に正六位上から従五位下に昇り、主税頭となり、翌年散位頭となっている（『続日本紀』）。本貫を左京四條四坊とするのは、平城京においてのこの可能性がある。

以上の四名であるが、これらの人物も本貫地がすなわち居住地であったかどうかは不明であり、さらに居住したとしても四坊のうちの何坪に住み、どの程度の広さの宅地を持っていたかは、残念ながら史料からは知ることができない。



fig. 34 太安萬侶墓誌

B 平城京における宅地構成

平城京における宅地のあり方については、その詳細を示す史料はない。しかし他の都城の場合をみると、藤原京の時に「詔して曰く。右大臣に宅地四町を賜う。直広式以上には二町、大参以下には一町。勤以下無位に至るまでには、其の戸口に随え。其れ上戸に一町、中戸に半町、下戸に四分の一。王等も亦此れに准ぜよ。」(『日本書紀』持統5年〔691〕12月乙巳条)とあり、また難波京では「難波京に宅地を班ち給う。三位以上は一町以下、五位以上は半町以下、六位以下には一町を四分するの一以下。」(『続日本紀』天平6年〔734〕9月辛未条)とするように宅地を班給しているのである。平城京における宅地も、同様に位階に応じて班給されたものと推測されるが、その実態はなお詳かではない⁽²⁾。

ここでは、史料とこれまでの発掘成果をもとに、平城京の宅地のあり方を再検討してみることにした。fig. 35は、史料をもとに平城京内に本貫ないし家地をもった人びとの位階の分布を図示したものである。例が少ないなどの限界はあるが、五位以上クラスの高位の人が平城宮に近い立地に宅地を占めたということがうかがえよう。

一方、近年の平城京内における発掘調査の成果によって、宅地の占地状況・宅地割の実態を直接に知ることができるようになった。遺構として確かめられた京内の宅地割の状況は、tab. 4のようにまとめられる。これによると、広い区画を占める宅地が平城宮近くに、小さく区分された宅地が宮から離れて確認されているという傾向を認めることができよう。もちろん奈良時代の間に区画を変更した例も少なくなく、さらに宅地の伝領という要素も考えれば、居住者の位階と宅地の広狭や立地とは必ずしも直接に結びつくわけではない。しかし、上述の京内貫籍者の位階の分布と発掘調査による宅地割の事例とが同様の傾向をもつことは、京内の宮に近い地域に高位者の宏壮な邸宅が多いという宅地構成を推定させよう。その点からすると、今回調査した左京四条四坊は、例えば従四位下の太安萬侶クラスの人びとの居住した地としてふさわしい位置にあるということができそうである。

その後左京四条四坊の地は、長岡京・平安京への遷都の後やがて水田化していった。十三坪の地は平安～鎌倉時代に(a)東大寺領梨原庄の水田一町百歩となっている。また四坪内の字樋爪の地2段については東大寺文書に土地売券等が残されている⁽³⁾。それによると(b)永仁4年(1296)、(c)康永元年(1342)には「左京四条四坊四坪内」と注記された田地が、(d)応安6年(1373)の寄進状では「字樋爪」とのみ示されている。この頃からこの地が平城京の左京四条四坊であったという記憶は失われていったのであろう。

1. 奈良県立橿原考古学研究所編『太安萬侶墓』(1981年)。
2. 大井重二郎『平城京と条坊制度の研究』(1966年)、秋山国三「平安京における宅地配分と班田制」(秋山国三・仲村研『京都「町」の研究』1975年、もと『社会科学』10号 1968年)、奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査報告VI』(1975年)。
3. (a)『東大寺要録』諸院章第四西南院条、(b)永仁4年3月23日亀松女田地売券 東大寺文書第71巻596号(『大日本古文書 家わけ第18 東大寺文書』8所収)、(c)康永元年12月5日春松丸田地売券 東大寺文書第62巻477号(同上7所収)、(d)応安6年9月2日西阿弥陀仏五部大乘經并田地寄進状 東大寺図書館架蔵薬師院文書第1部29・30号。

	右 京			左 京							
	4 坊	3 坊	2 坊	1 坊	1 坊	2 坊	3 坊	4 坊	5 坊	6 坊	7 坊
北辺											
1 条		正 5 上		平 城 宮			正 5 上 從 5 上				
2 条			正 2					正 1			從 3
3 条		從 6 上 少初上	從 4 下		大初下	從 5 下 從 8 上	正 5 下				
4 条	從 6 下			從 7 上 外從 5 下		正 1 正 5 上		從 4 下 (從 5 下) 從 8 上			
5 条			1 品 正 6 上 正 8 上		正 6 上	正 8 下	正 4 下 正 6 上 少初上	大初下			正 7 下
6 条		從 7 上 大初下			大初下	外從 5 下 從 7 上	外從 5 下 從 6 上				
7 条		正 8 上			外從 5 下						
8 条		少初上	大初下	從 7 下 大初上	正 6 下		從 8 上	正 7 下			
9 条	從 7 下 少初下		從 7 上					從 8 下			

fig. 35 平城京貫籍者の位階の分布 (從四位下を從 4 下と記す。
位は極位・太字は五位以上)

	京 内 条 坊	時 代	宅 地 割	文 献
左 京	1 条 3 坊 15・16 坪	奈良初期	2 町	『平城宮発掘調査報告 VI』1975 年
	3 条 1 坊 14 坪		2 町か	『奈良国立文化財研究所年報 1968』1968 年
	3 条 2 坊 6 坪	奈良時代	1 町 (以上)	『平城京左京三条二坊六坪発掘調査概報』1976 年・1980 年
	3 条 2 坊 9 坪	奈良後半	1 町かそれ以上	『奈良市埋蔵文化財調査報告書 昭和 54 年度』1981 年
	3 条 2 坊 15 坪	～ 8 世紀末 8 世紀末～	1 町 東西 1/2 町	『平城京左京三条二坊』1975 年
	3 条 4 坊 7 坪	奈良初期～後期 奈良末期～	南北 1/2 町 1 町	『平城京左京三条四坊七坪発掘調査概報』1980 年
	5 条 1 坊 4 坪		1/4 町	『昭和 49 年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1975 年
	5 条 2 坊 14 坪	～ 天平末年 ～ 延暦 3 年	南 1/2 町、北 1/4・1/4 町 1 町	『奈良市埋蔵文化財調査報告書 昭和 54 年度』1981 年
	8 条 3 坊 9 坪	I 期 II・III 期	東半 南から 1/8 町・1/8・1/16・1/16・1/16 町	『平城京左京八条三坊発掘調査概報』1976 年
	8 条 3 坊 10 坪	I 期 II 期～	東半 1/4 町 1/8 町	同 上
右 京	2 条 2 坊 16 坪	奈良前半 奈良後半	1/2 町かそれ以下 1/2 町かそれ以上	『平城京右京二条二坊十六坪発掘調査概報』1982 年
	5 条 4 坊 3 坪	奈良前半	1/4 町以下	『平城京右京五条四坊三坪発掘調査概報』1977 年
	8 条 2 坊 12 坪	730 ～, 750 ～	南北 1/4 ないし 1/8 町	『平城京西市跡』1982 年

tab. 4 平城京の宅地割遺構

5. 結 語

今回の調査は、国鉄奈良駅西辺地域における初めての本格的な発掘調査であった。調査地は1979年に奈良市此瀬町の茶畑から発見された太安萬侶の墓誌に記されている平城京左京四条四坊にあたり、調査に大きな期待と関心がもたれた。調査は坊内九坪の西北部 620 m²について行ない、前節までに述べたような多くの調査成果を得ることができた。以下に調査成果の簡単なまとめを行ない結語とする。

九坪で検出した主要遺構はすべて奈良時代の遺構であり、その重複関係や配置状況、出土遺物の検討から A・B・C の三時期にわたる変遷が認められた。A 期（奈良時代前半）の東西溝 SD 2401 は、坪のほぼ北 $\frac{1}{4}$ に位置しており、宅地割のための区画溝と考えられる。調査区内には小規模な東西棟建物 SB 2391 が 1 棟しかみられず、中心建物は調査区域外に予想されるが、A 期の宅地割を $\frac{1}{4}$ 町もしくは $\frac{1}{8}$ 町に想定させるものとなっている。B 期（奈良時代中頃）になると、坪を分割する区画溝が廃され、少なくとも九坪西半部は一体の宅地となる。調査区内には雑舎しかみられないが、それらは一定の配置計画のもとに建ちならび、 $\frac{1}{2}$ 町以上の整然とした宅地利用が推測される。この B 期の宅地割は C 期（奈良時代後半）にも引継がれるが、C 期になると建物の配置に大きな変更がみられる。すなわち調査区内には雑舎と主要殿舎を限る内柵（SA 2402・2404）が L 字形にめぐり、内柵の中に二面廂つきの南北棟建物 SB 2390 が配される。この SB 2390 は建物の規模・形式からみて、主殿に対する脇殿的な性格の建物と考えられ、この建物の東もしくは南の調査区域外に主殿の存在が予想される。以上のように、九坪の宅地割と宅地利用状況の一端を明らかにすることができたが、調査面積が九坪全体の $\frac{1}{5}$ にすぎないところから今後に残された問題も多い。九坪をふくむ周辺地域の調査の進展が待たれる。

出土遺物の中で注目すべきものに羊を形どった須恵質の形象硯がある。奈良時代の日本に羊は生息しておらず、古くは推古 7 年（599）に駱駝や白雉などとともに 2 頭の羊が百済から献上された（『日本書紀』）のを初め、弘仁 11 年（820）にも新羅の一行によって羊が進上されており（『日本紀略』）、羊が珍獣として扱われていたことがわかる。中国における飼育の歴史は古く、靈獣として吉祥図に描かれたり種々の器物の重要な装飾要素となっている（fig. 24A）が、その源流は遠く西アジアまで遡ることができる。わが国では、正倉院に残存する銀壺の狩獵文（fig. 24B）や十二支八卦鏡、羊木^{ろうけち}鵲^{くわく}屏風などにわずかに羊文様がみられるものの、今回の羊形硯のように立体的な造形品は初めての例であり、東西文化の交流史の上からも貴重な遺物といえよう。この硯の出土は、当地に高位の文筆家が居住したことを示唆するものとして注目を集めたが、今回の調査では当地が先述した太安萬侶の邸宅の一部に該当するという積極的な資料を得ることができなかった。今回の調査を契機に、周辺地域の調査の進展が望まれるところである。